

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者						
① 求人受理時の事務費用	<u>300,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。 (分割により、月額に分割してお支払いをお受けします。)						
② 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 「職業紹介サービス」	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (労働条件通知書、雇用契約書等に記載されている額)の <u>5 0 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用契約が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金 (労働条件通知書、雇用契約書等に記載されている額)の <u>3 0 %</u> (分割により、月額に分割してお支払いをお受けします。) 手数料負担者は 求人者 とします。						
③ 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 「職業紹介の付加サービス」	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>3 0 %</u> (分割により、月額に分割してお支払いをお受けします。) 手数料負担者は 求人者 とします。						
④ 上記手数料の払戻制度	上記②及び③の手数料につきましては、何れも紹介後就職に至りその後1年間以上は定着して頂けることを予定しており1年未満に会社都合以外の理由により離職した場合は下記により一部払戻します。 <table> <tr> <td>1. 3か月未満の離職</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>2. 6か月未満の離職</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>3. 1年未満の離職</td> <td>10%</td> </tr> </table>	1. 3か月未満の離職	30%	2. 6か月未満の離職	20%	3. 1年未満の離職	10%
1. 3か月未満の離職	30%						
2. 6か月未満の離職	20%						
3. 1年未満の離職	10%						

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号	34－ユ－010020
事業所の名称及び所在地	有限会社 エッチ・エスエス 広島市西区横川町2丁目10-13